

御代田町一般廃棄物処理基本計画改訂業務委託仕様書

第1編 総則

1 業務の目的

「御代田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現行計画」という。）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定し、町民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化、資源化に取り組むとともに、ごみの適正処理を推進しているところである。現行計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）が今年度計画期間満了となることから、目標の達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、各種法改正や人口減少などの社会情勢の変化を踏まえた、今後のごみの減量及び処理体制の方向性と施策について、現行計画の改定を行う。

2 業務名

御代田町一般廃棄物処理基本計画改訂 業務委託

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 業務内容

「第2編 業務内容」に示す内容とする。

5 関係法令等の準拠

受注者は、業務の実施に当たり、契約書、業務委託契約細目及び本仕様書のほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他この業務に係る法令、条例、規則、関係通知等に準拠して業務を遂行するものとする。

6 資料の貸与

本業務の履行に必要な資料収集は、原則として受注者が行うものとするが、本町が所有し業務に必要な資料については、可能な範囲で貸与する。この場合において、受注者は借用リストを発注者に提出しなければならない。

また、業務完了とともに速やかに発注者に貸与資料を返却するものとし、資料の複写や目的外での使用を禁止する。

7 機密の保持

受注者は、本業務の履行上、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、発注者の正当な利益を擁護するとともに、受注者のコンサルタントとしての中立性を遵守しな

ればならない。

8 技術者の配置条件

受注者は、本業務を履行するに当たり、必要な知識、技術及び相当の経験を有する技術者を配置し、適正に業務を行わなければならない。配置技術者は、主任技術者、照査技術者を配置することとし、主任技術者及び照査技術者の資格条件は次のとおりとする。

なお、主任技術者と照査技術者を兼務することはできないものとする。

- (1) 主任技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行うこととし、打合せ、協議に臨場するものとする。
- (2) 照査技術者は、業務の全般にわたり技術上の照査を行うこととする。
また、主任技術者と同等の知識及び経験を有しているものとする。
- (3) 発注者は、業務の執行上、管理技術者等が不適当であると認めるときは、その理由を明示して受注者に変更を求めることができる。その場合、受注者は速やかに新たな担当者を選出し、書面により発注者に通知すること。

9 議事録の作成

受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。

10 守秘及び中立性の義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、発注者の正当な利益を擁護するとともに、受注者のコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

なお、本契約終了後も同様とする。

11 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に際し次の書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 実施計画書
- (4) 主任技術者届
- (5) 照査技術者届
- (6) 業務報告書
- (7) 完了届

1 2 関係官公庁との協議

受注者は、発注者の要請があったときには、関係官公庁との協議、打合せ等をはじめ、関係機関等との会議の開催に必要な説明資料等の作成及び出席について、誠意をもってこれに当たらなければならない。

1 3 国の動向の把握

受注者は、あらゆる機会を通じ、本業務に関連する国の法整備等に関する動向の把握に努めるものとする。

1 4 他の計画との整合性

一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、国、県及び発注者が策定する他の計画、指針等と整合性を持たせなければならない。

1 5 作業報告等

業務の進捗状況については、適宜、本町担当者に報告し、必要に応じて報告書等を提出することとする。業務の一部変更や、業務に直接付随する事項等の追加が生じた場合は、その都度対応を図ることとする。なお、業務の完了後に誤り等が発見された場合は、直ちに修正及び追加を行うものとする。

1 6 成果品の審査

受注者は、成果品については発注者の審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては訂正するものとする。

また、成果品の納入後であっても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。

1 7 成果品の納入

成果品は、次の電子データを記録した電子媒体（CD-R 2組）を提出する。電子データについては、Word、Excel形式及びHP掲載用として分割したPDF形式を含むものとし、編集可能な形式とする。また、Excelデータは、数式が入ったものとする。

(1) 御代田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（A4版 80頁程度 カラー） 60部

(2) 御代田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画概要版（A4版 4頁程度 カラー）

60部

(3) 計画の見直しに係る資料

1 8 帰属

成果品及び作業工程において作成された資料に対する一切の権利は、御代田町に帰属する。

1 9 再委託の禁止について

- (1) 受注者は、本業務を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。ただし、発注者から書面による承諾を得た場合は、業務の一部について再委託することができる。
- (2) この業務における「主たる部分」とは、御代田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本契約における受注者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

2 0 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じ発注者と受注者が協議をしてこれを定めるものとする。
- (2) 受注者は、特許権又は著作権等その他第三者の権利の対象となっているイラスト等を本業務のために使用する場合、その使用に関する許可、費用等については、一切の責任を負う。

第2編 業務内容

第1章 共通の業務内容

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理基本計画について、廃棄物を取り巻く情勢の変化や、本町の廃棄物の現状及び推移等を踏まえ、現計画の各項目全般を見直し、新たな10年間の基本計画を策定することを目的としている。

業務に当たっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に基づき策定すること。

また、国の循環型社会形成推進基本計画や長野県廃棄物処理計画（第5期）をはじめとした関連計画等との整合を図ること。

さらに、策定に当たっては、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や関係する法令及び国の方針等を踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って計画の検討を行うものとする。

1 計画対象期間

令和8年度から令和17年度

2 計画の目標年度

本計画は令和8年度を初年度として、令和17年度を目標年度とし、令和12年度を中間目標年度とする。

3 計画の位置づけ

計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物の定期性処理を推進するための基本方針、廃棄物の排出抑制及び、発生から最終処分に至るまでの一般廃棄物減量と、再資源化及び適正な処理棟を進めるために必要な基本的事項を定めたものにする。

4 上位計画等との整合

一般廃棄物処理基本計画は、町政の上位計画である「第5次御代田町 長期振興計画（後期基本計画）」との整合を図りつつ策定すること。

持続可能な開発目標（SDGs）を意識した計画とすること。

5 現計画における事業の評価等

町が提供するごみ量、ごみ処理経費等の資料に基づき、現在の計画における各事業の評価及び課題の抽出を行うこと。

6 計算根拠等の記載

各計画の策定に関わり使用した資料、将来予測及び目標数値等の計算根拠等については、

全て明確にし、資料集に記載すること。

7 ごみ対策審議会等に係る支援

計画の策定に関するごみ対策審議会における審議や議会説明資料等について、発注者から指示があった場合は、資料作成等の支援を行うものとする。また説明資料等、事前協議の会議資料の印刷は、受注者が行うものとする。

なお、ごみ対策審議会開催時は出席の上、必要に応じて説明等を行うものとする。

8 その他

基本計画の策定に当たっては、図表やイラストを活用し、分かりやすいものとなるよう努める。

第2章 ごみ処理基本計画の策定

ごみ処理基本計画は、一般廃棄物の適切な収集処理の促進を目指すもので、計画策定に当たっては、環境省のごみ処理基本計画策定指針に準拠し、かつ、循環型社会の構築を目指したごみの減量化・リサイクルの方策についても、具体的かつ実現性のある施策を検討することとする。

1 地域概況

ごみ処理の対象地域の現状把握のために、地理的・地形的特性、気候的特性、人口動態・分布、産業動向、土地利用状況、将来計画（総合計画、その他関連計画）について、御代田町及びそれを取り巻く現状を次に掲げる項目で整理するものとする。

- (1) 御代田町の位置・地理的特性等
- (2) 人口動態
- (3) 産業構造とその動向
- (4) 土地利用・都市計画
- (5) 生活環境
- (6) 御代田町の総合計画、その他の計画
- (7) 国、県及び市町村における計画、法令整備動向等
- (8) その他

2 ごみ処理の現況及び課題

本町におけるごみ処理について、次の事項を整理し、現基本計画の達成状況を評価し、課題について分析する。

- (1) ごみ処理フロー
- (2) ごみ処理体制
- (3) ごみの種類別発生量及び性状の実績
- (4) ごみ処理の実績
- (5) ごみの減量、再使用、再生利用、資源化の実績
- (6) 収集運搬、中間処理、最終処分の実績
- (7) ごみ処理経費の実績
- (8) ごみ処理施設の状況
- (9) 現行目標の達成状況及び評価
- (10) 他市町村とのごみ御排出量等の比較
- (11) 課題の抽出

3 ごみ量等の推計

本町におけるごみ処理量等の推計について、次の事項を整理する。なお、整理に当たっては、原則として過去５年間の実績を使用すること。

- (1) 将来人口の設定
- (2) 事業活動等の将来予測
- (3) ごみの発生量及び処理量の見込み

…上記将来人口を用いて、ごみの排出抑制、リサイクルの促進等の施策を踏まえ、ごみ発生量及び処理量の将来推計を行う。

- (4) ごみ処理経費

4 基本計画

上記１～３及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成２８年９月）を踏まえ、次の事項を整理した原案を策定する。

- (1) 基本理念及び基本方針
- (2) 数値目標（減量目標、再生利用率、最終処分量、１人１日当りのごみの排出量等）
- (3) ごみの排出抑制及び資源化のための方策（町民・事業者・行政の役割）
- (4) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分
- (5) ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項
- (6) ごみ処理施設の整備に関する事項
- (7) その他ごみの処理に関し必要な事項
- (8) 計画の実現スケジュール及び進行管理